

LTC のこどもの実態調査に関する検討会議開催要綱

(目的)

第1条 市長は、LTC（Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態）にあるような重い病気のこどもであっても、学校生活や日常生活での体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め地域の中で安心して暮らせる環境づくりを目指し、市内における LTC のこどもとその家族の生活実態や支援ニーズを把握するために実施する「令和8年度大阪市 LTC のこどもの実態調査」（以下「実態調査」という。）において必要な事項に関して有識者等の意見を聴取することを目的として、「LTC のこどもの実態調査に関する検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) LTC のこどもに係る医療体制、小児緩和ケア、インクルーシブ教育に関する事項
- (2) 実態調査における調査内容に関する事項
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

- 2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、施行日から令和9年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、大阪市保健所管理課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月3日から施行する。